

令和 6 年度 浜松市発達障害者支援地域協議会「部会」報告

1. 開催日時 令和 6 年 9 月 10 日（火） 14 時 00 分～16 時 00 分
令和 6 年 10 月 21 日（月） 9 時 30 分～11 時 30 分

2. 開催場所 こども家庭部 大会議室

3. 参加者
- ・大場 義貴 （聖隷クリストファー大学社会福祉学部 教授）
 - ・小出 隆司 （静岡県手をつなぐ育成会 会長）
 - ・浅井 陽子 （アクティブ 代表）
 - ・今関 優 （学校法人 倉橋学園 キラリ高等学校）
 - ・石井 亜矢子 （静岡県立浜松大平台高等学校）
 - ・今明 薫 （浜松市立神久呂中学校 校長）
 - ・柿畑 新也 （浜松公共職業安定所 主任就職促進指導官）
 - ・遠藤 知子 （障害者就労支援センター「ふらっと」 就労支援員）
 - ・加藤 寛盛 （地域若者サポートステーションはままつ 総括コーディネーター）
 - ・後藤 翔一朗 （浜松市障がい者基幹相談支援センター）
 - ・高橋 祥二 （浜松市発達相談支援センター「ルピロ」所長）
 - ・事務局 （教育センター、教育支援課、障害保健福祉課、
こども若者政策課、子育て支援課）

4. 概要 発達障害者地域支援マネジャーの設置の必要性とその役割について協議するために開催

- (1) 発達障害者地域支援マネジャーとは
- (2) 浜松市の発達障害者支援について
- (3) 関係機関の現状と課題について
- (4) 抽出した課題と今後の取り組みについて

5. 協議内容

- (1) 関係機関の現状と課題、今後の取り組みについて
別紙参照

- (2) 委員からの意見等

- ・ 高校の教員に向けて、発達障害者が社会に出た時の困り感や二次障害の実態、支援を受けた場合の好事例などを伝えることで、在学中の支援の必要性を認識するきっかけ作りができるのではないかな。
- ・ 挨拶をする、時間を守るなど自立に必要な能力（職業準備性）を補うための仕組みづくりが必要ではないかな。
- ・ 相談につながらない人の実態把握の対象と方法は検討が必要。

6. 部会後の取り組み

市内の通信制高校サポート校等 10 校に訪問し、ルピロの事業周知とサポート校等の情報収集を実施した。

関係機関の現状と課題、今後の取り組みについて

R6. 10. 21発達障害者支援地域協議会第2回部会資料

(1) 第1回部会で抽出された現状・課題

	中学校	高等学校・大学等	就労
当事者・家族	【現状】 ・小さい頃から発達の課題を指摘されてきたが、親や本人の受容の問題で周囲から声を掛けられることが嫌になってしまい、相談に繋がらない人もいる。 ・高校で知的レベルや、進学目的などが同じ生徒に囲まれることで、安心感が生まれてしまい、相談に繋がらないことがある。 ・支援者から見ると支援が必要な状況だが、本人の困り感とは一致しておらず、支援を求めない当事者もいる。 ・高校の特徴など進路の選択に必要な情報や、挨拶をする、時間を守るなど自立に必要な能力について知らない人が多い ・保護者同士の交流や情報収集の機会（親の会など）が少ない ・全日制高校ではクラス活動や部活動などで社会性を身につける機会が多いと考えられるが、通信制高校の中にはそのような機会が少ない学校があるのではないかと 【課題】 ・相談支援機関（ルピロ、サポステ、ふらっと、ハローワークなど）の整理と情報提供 ・相談に繋がらない人が相談しやすい環境の検討と整備		【現状】 ・就労するときには一般枠・障害者枠の選択を迫られる ・手帳等を所持していても障がい受容ができていない人もいる ・障害者雇用の仕組みが難しい
学校等	【現状】 ・中学校の先生が通信制高校の特徴について持っている情報が少ない ・本人や保護者が発達支援の必要性についての理解がないまま進学してしまうことがある 【課題】 ・高校の特徴や発達支援の内容についての情報収集	【現状】 ・広域通信制高校には市内の支援機関や就職についての情報が届きにくい ・支援機関の情報はどの高校も届きにくい ・専門職（SCやSSWなど）の配置が少なく、支援が行き届かない ・支援に繋がらない人へのアプローチが難しい 【課題】 ・相談支援機関の情報提供	【現状】 ・発達障害についての理解や発達障害者への配慮が難しい場合もある ・障害者雇用の仕組みが難しい
支援機関	【現状】 ・高校等の実態（学校の規模や発達障害者の有無、支援の内容など）を把握できていない ・相談に繋がらない人の実態がわからない ・幼児期は児童発達支援、小中学生は学校での支援が受けられるが、高校生以降は発達支援を受けられる場が少ない。（ピアサポートやSST、キャリア教育などの場が必要ではないか） 【課題】 ・高校・専門学校・大学についての情報収集 ・相談に繋がらない人の実態把握		
行政	【現状】 ・公立（市・県教育委員会）、私立（県私学振興課）、通信制（本校の所在地の所管課）など学校によって所管が異なり、情報の共有がなされておらず、連携が不十分。 ・高校等の実態（学校の規模や発達障害者の有無、支援の内容など）を把握できていない 【課題】 ・高校・専門学校・大学についての情報収集 ・相談支援機関（ルピロ、サポステ、ふらっと、ハローワークなど）の情報収集 ・自立支援協議会や若者支援地域協議会などの既存の会議体との連携		

(2) 浜松市の若者世代における発達障害の地域支援体制整備に向けた課題と今後の取り組み

課 題	今 後 の 取 り 組 み
①高校の特徴や発達支援の内容についての情報収集 ・高校・専門学校・大学についての情報収集 ②相談支援機関（ルピロ、サポステ、ふらっと、ハローワークなど）の整理と情報提供 ・相談支援機関（ルピロ、サポステ、ふらっと、ハローワークなど）の情報収集 ③相談に繋がらない人の実態把握 ・相談に繋がらない人が相談しやすい環境の検討と整備 ・学校内での相談支援対応力の向上 ・自立支援協議会や若者支援地域協議会などの既存の会議体との連携	①高校等の情報収集 ・発達に課題のある生徒の主な進学先である通信制高校を中心に支援内容について聞き取り調査を実施 ・高校生年代の支援に関わる相談支援機関と情報共有 ②浜松市の発達障害者支援についての周知 ・本人・家族、高校等への情報提供 ・高校等の連絡窓口の確認 ・確実な事業周知のルートの開拓 ③相談につながらない人の実態把握 ・高校等での聞き取りによる実態把握 ・中学・高校卒業時に所属がない生徒、高校を中退した生徒へのアプローチ方法の検討

5 歳児健康診査事業について

1. 目的

- ・ 特別な配慮が必要な児を年中の時期に把握し、個々の状況に合わせた支援をすることで、就学前後の成長・発達を支援する。
- ・ 保護者がわが子の特性や課題などに気づきを持ち、こどもへの適切な関わりや配慮を理解し、対応することで就学後の集団生活への適応を図る。
- ・ 就学前後のフォローアップ体制として、保健・医療・福祉・教育の分野が連携・協議しながら、切れ目のない支援体制の構築を行う。

2. 背景

- ・ 発達障害児において、就学後に対人関係、行動、コミュニケーション、社会性に問題を有することが多く、不登校などの二次障害を示しやすいと指摘されている。
- ・ 就学時に特別な教育的配慮が必要な児に対して早期介入を実施することにより、発達課題について保護者の気づきや就学適応が向上することが期待される。
- ・ 学童期、思春期の健康増進に向けて、運動習慣及び睡眠時間の確保、適切なメディア利用及び食習慣の習得といった保健指導を就学前に行うことが重要である。
- ・ 妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産から就学前まで切れ目ない健康診査の実施体制を整備することを目的に、国が令和5年度第1号補正予算において5歳児健康診査事業の実施に係る費用助成を示し、全国の自治体で実施を目指すとした。

3. 庁内外プロジェクトチーム会議の開催

- ・ 参加者：庁外9団体9名、庁内（事務局含む）9課21名
- ・ 開催状況：令和6年7月～令和7年1月に全5回実施
- ・ 協議事項：5歳児健康診査の実施体制や保健・医療・福祉・教育の各分野が連携した健康診査後のフォローアップ体制について

4. 事業の方向性（案）

健康診査の内容

デジタルを活用した健康診査①～③を一体的に実施

- ①巡回型一次スクリーニング事業（専門職が園に訪問し発達の評価を行う）
- ②医師による一般健康診査
- ③事後相談事業（専門職等が園に訪問し、就学までの伴走型相談支援を実施）

健康診査の実施場所

- ・原則、保育所・幼稚園等の児が所属する園。
- ・未就園児や園での健康診査欠席児等は、保健センター等での集団健康診査。

対象年齢

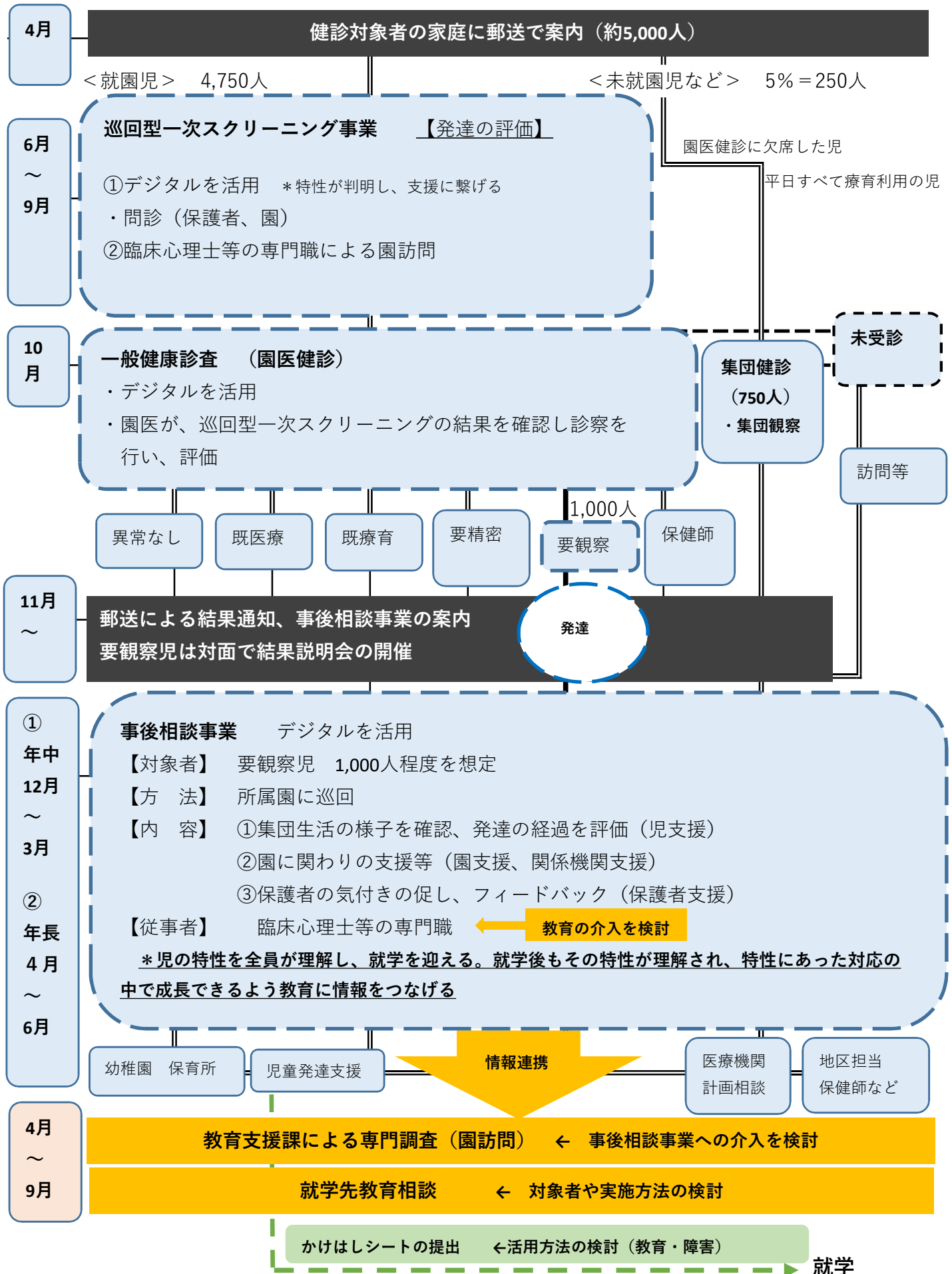
おおむね4歳6か月～5歳6か月（年中児）

5. 5歳児健康診査事業のフロー

別紙 5歳児健康診査事業のフロー（案）参照

5歳児健康診査事業のフロー（案）

【別紙】



令和 6 年度 浜松市障がい者自立支援協議会 こども部会 活動計画

1. 背景と目的

令和 6 年度の浜松市障がい者自立支援協議会において、専門部会の機能について次の 3 つが挙げられている。令和 6 年度こども部会においてはこれらの専門部会の機能について実施をしていく。

- ① 課題の蓄積や整理
- ② 協議会で出来た仕組み等の運用の評価や検証
- ③ 課題解決のための調査研究を行い、提言書を作成（ワーキンググループの設置可）

2. 令和 6 年度活動内容

- ・ 課題解決のための調査研究としてワーキングの設置について協議し、「サポートかけはしシート」「強度行動障害の予防支援体制」については、のワーキングを設置する。
- ・ 「アセスメントツール」について、研修を通じての普及を継続。
- ・ 「18 歳からの移行支援」について、今年度より「浜松市障がい児等移行調整会議」を浜松市で設置。こども部会の活動の一環として障害児入所施設に入所している 15 歳以上の児童について、成人期に相応しい環境へ円滑に移行できるよう取り組む。協議内容については部会へ報告する。
- ・ 障がい児を支援する支援員研修会を年 3 回実施。（内容：教育との連携・こどもアセスメントツール・虐待や権利擁護における行政との連携）

【設置するワーキング】

ワーキング	内容
サポートかけはしシート ワーキング	令和 5 年度に検証をした「サポートかけはしシート」について、内容の見直しや検証を行う。
強度行動障害の予防支援体制ワーキング	令和 5 年度に生活部会で行った強度行動障害 WG の研修等から、児童期の予防的なかわりが重要との意見があり、浜松市における、こどもの支援に関する実態調査の実施や、予防に関する支援について協議を行う。

3. スケジュール

【生活部会開催予定】

開催時期	内容
令和 6 年 6 月	今年度のワーキング設置等について協議
令和 6 年 9 月	ワーキング等について進捗確認 緊急時対応事業について協議 浜松市障がい児等移行調整会議進捗報告
令和 7 年 1 月	ワーキング等の活動内容のまとめ

【ワーキング等開催予定】

	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
サポートかけはし シート									
強度行動障害児の 予防支援体制									
障がい児を支援する 支援者研修会		○			○		○		

浜松市障がい児を支援する相談員研修会

主催：浜松市障がい者自立支援協議会 こども部会

障がい児とその家族の支援において、発達障害や虐待、家族関係等の課題を抱えるケースが増えていることにより、求められるサービスや相談支援は高度化・多様化しており、支援者のスキル向上が強く求められています。

この研修では、障がい児とその家族の支援に関わる支援者の専門性及び支援力の向上を図ることを目的としています。

対象者	・相談支援事業所相談員 ・発達支援教育コーディネーター等、教育関係者 ・その他、障がい児支援に関わっている方	・児童発達支援管理責任者 ・浜松市職員
開催方法	集合研修	
申込	7月26日(金)までに下記URLかQRコードから 専用申込フォームより申込 <申込フォームURL> https://logoform.jp/form/Savd/640694	



研修日時・内容(研修内容詳細は裏面)

	日時 会場	テーマ	講師
第1回	R6.8.22(木) 14:00～16:00 浜松市役所北館 101・102会議室	教育と福祉の連携 ～学齢期を支えるSSWの支援について～	教育委員会指導課 相談支援専門員 (予定)
第2回	R6.11.21(木) 14:00～16:00 浜松市役所北館 101・102会議室	アセスメントツールについて ～こどもと家庭の効果的なアセスメント～	メンタルクリニックダダ 野呂心理士
第3回	R7.1.22(水) 10:00～12:00 浜松市勤労会館Uホール (23会議室)	児童相談所や家庭児童相談室、 こども家庭センターとの連携について	子育て支援課 児童相談所

【 問い合わせ 】

浜松市役所 障害保健福祉課 地域生活支援グループ

TEL: 457-2864 Eメール: syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市障がい児を支援する相談員研修会とは？

令和元年度から障がい児とその家族の支援に関わる支援者の専門性及び支援力の向上を図ることを目的として、福祉分野、教育分野等の支援者を対象に実施している研修です。

『子どもと家庭のアセスメント』や『教育と福祉の連携』、『児童虐待』等、取り扱うテーマの大枠は変わりませんが、研修内容は現場の声や課題等を反映させており、毎年違う学びが得られるため継続受講をお勧めします。

【第1回】教育と福祉の連携 ～学齢期を支えるSSWの支援について～

学齢期の子ども達を支援する際、教育現場の状況を理解するだけでなく、福祉分野の機能や役割について教育分野に知ってもらう必要があります。

今年度の研修では、教育と福祉の連携について、SSWと相談支援事業所、それぞれの機関がどのように考え、どのように対応しているか実情を報告すると共に、事例を通しながら、連携の仕方について検討します。

【第2回】アセスメントツールについて

～子どもと家庭の効果的なアセスメント～

子どもへの支援を考える上で、子どもがどのように育ってきたのかを家庭を含めてアセスメントすることが大切です。

この研修では、アセスメントにおいて、どのような情報を収集する必要があるのか、その情報を使ってどのような視点を持ってアセスメントすべきかをツールを活用して効果的に実施する方法を学びます。

また、事例を通してアセスメントツールに触れながら、どう見立てにつなげればいいのか解説をします。

【第3回】児童相談所や家庭児童相談室、こども家庭センター

福祉分野では予防的視点を持って虐待対応に取り組んでいますが、それぞれの機関の機能や役割の違いから連携が取りづらいつと感じることはありませんか。本研修では令和6年度から設置したこども家庭センターや児童相談所、家庭児童相談室の機能や役割を学ぶとともに、障がい児に対する虐待対応や権利擁護について学びます。

令和 6 年度第 2 回協議会資料について、委員からの事前質問

資料	表題	質問内容 <委員名>	【担当課】 回答
P4 P7	<1>-3 5 歳児健康診査の 実施 <2>-6 就学教育相談の充 実 <2>-7 移行期の連携 <2>-8 小 1 プロブレム	これらの項目は単独で達成する目標ではなく、相互につながりあっているものです。浜松市に大勢いる発達障害やその疑いのある子どもの社会的自立（将来のタックスペイヤーとして社会で機能する）という文脈に沿った浜松市としての大方針が必要だと考えます。 現在、浜松市では小 1 プロブレムという現象が起きており、それは児童の登校渋りや不登校、学業の問題、対人関係の問題へと幅の広い話題をはらんでいます。 たとえば、5 歳児健診が充実したとして、そこでピックアップされた親子が指摘に応じて素直に就学教育相談に乗るかどうかは完全に不透明です。そのため、就学教育相談は水際のきわめて重要な事業です。これがうまくいかなかった場合、その受け皿は現状小学校と放課後等デイサービス、放課後児童会の対応に任されるわけなので、それらの問題解決を行うためには健康増進課と障害保健福祉課、教育支援課、教育総務課の協働が必要になるでしょう。 また、児発等を利用し就学教育相談に乗った親子の情報はサポートかけはしシートによる情報の引き継	【健康増進課】 ・巡回型一次スクリーニング事業、一般健康診査、事後相談事業を通し、要観察となった児や保護者が、就学後も児童の特性が理解され、特性にあった対応の中で成長できるよう、健診実施後に個々の児や保護者の状況に合わせたきめ細かい伴走型支援を、多職種・他機関連携のもと実施することが非常に重要だと考えています。 ・特に、就学先となる教育部署等において、切れ目のない支援を継続できるか否かは児の健全な育成に関わることから、5 歳児健診と教育支援課が実施している専門調査や就学先教育相談をどのように連携・協働していくかを検討しているところです。 ・併せて、既存のかけはしシートについては、障害保健福祉課と教育支援課と両課において、有効利用に向けた具体的な検討を進めてまいります。 ・また、5 歳児健診における一連の相談・支援情報は、保育者、健診医、支援者など健診に従事する専門職や、学校等の関係機関が各々閲覧しながらそれぞれの部署での支援に活かせるよう、新システムの構築について、庁内のシステムを管轄する部局と検討を進めています。

		ぎが有効と考えますが、これを<u>学校の裁量に任せてしまうと小学校ごとに対応がまちまちになり、市民サービスの偏りが生じる可能性がある</u>ことから、障害保健福祉課と教育支援課協働のシステムが必須です。 そのため、課題の抽出と問題解決の手順を一覧にすることが理にかなったことと考えますので、各課報告とは別立てに、「健康増進課と障害保健福祉課と教育支援課と教育総務課の共通・協働案件」として項目を立て、口頭説明ではなく<u>“委員全体で共有できる資料”</u>を作成、配布してください。＜内山委員＞	
P6	<2>-4 はますく Q & A	はますく Q & A の担当は「こども若者政策課」となっていますが、「子育て支援課」と「こども若者政策課」の担当分けはどのようになっていますか。また、Q & A を作成しているぴっぴについても、「こども若者政策課」に管轄が変更になったのでしょうか。＜浅井委員＞	【こども若者政策課】 令和6年度から「子育て情報センター」及び「子育て情報ポータルサイトぴっぴ」の事業担当課が子育て支援課からこども若者政策課に所管替えとなりました。そのため、はますく Q & A についても、こども若者政策課が担当をしております。
P12 P13	<4>-1 児童発達支援 <4>-9 放課後等デイサービス	これまで協議会の中で何度も取り上げられてきているように、児発や放デイの問題は指定基準や報告告示の遵守を周知徹底するとかで解決するものではありません。<u>スタッフの障害児に対する不適切な対応、虐待といった人権蹂躪案件が後を絶たないことが問題</u>なのです。	【障害保健福祉課】 児童福祉法において、事業者は指定基準を遵守するよう定められており、運営基準では、虐待の未然防止のため、少なくとも年に1回以上の虐待防止委員会（虐待防止の指針の作成、職場環境の確認、事例検討等）の開催及び虐待防止研修の実施が義務づけられています。

		この項目を議論することに関しては、利用者側と事業者側双方への全数アンケートを行い、両者の食の違いを明らかにし、課題と方向性を見いだせるようなデータが必要です。そのため、<u>協議会委員による分科会を立ち上げ、土屋委員のように調査統計に明るい委員の元でデータに基づく提言を行ってください。</u>＜内山委員＞	また、事業者は、利用児童及び保護者の意向や障がいの特性等を踏まえた個別支援計画を作成し、この計画に基づき支援を提供することが求められています。この計画は、半年に1回以上、保護者との面談を通じてモニタリングを行い、必要に応じて見直すことが義務づけられています。 障害保健福祉課では、概ね2年に1度、これらが適切に実施されているかどうかを実地による運営指導により確認しています。指導の中で基準に不適合な状況がある場合には、具体的な改善を求めることで、支援の質の確保を図っています。 今後の取り組みについて、単なる周知徹底にとどまらず、運営指導の中で、計画に基づく適切な支援の提供状況や虐待防止の取り組みについて重点的に確認してまいります。 また、障害保健福祉課では、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標や必要な見込量を定める「浜松市障害児福祉実施計画」の策定にあたり、3年に1度、利用者及び事業者へのアンケート調査を実施しています。次回は令和7年度にアンケート調査を実施しますので、その中で地域の課題やニーズを把握するよう努めてまいります。
P13	＜4＞-9 放課後等デイサービス	高等学校の年代も利用して、実社会で役に立つ生きる力を養う場（生活習慣や職業習慣など）となるような放課後デイサービス事業所の創設は出来ないでしょうか＜小出委員＞	【障害保健福祉課】 令和6年4月の障害福祉サービス等報酬改定で、放課後デイサービス事業において、高校2、3年生向けに生活や職場での基本的マナーや知識技能の習得を支援する「自立サポート加算」が創設されました。本加算の実施が現状3事業所と少ないため、特に通信制や定時制の生徒への啓発に関係機関と連携し取り組んでいきたいと考

			えています。 また、令和6年4月から、障害児通所支援事業所が提供する支援内容の「見える化」を目的として、事業所ごとに支援プログラムの公表が義務付けられました（令和7年3月31日までは努力義務）。このため、今後は事業所のHP等で、希望に合った支援を提供しているか確認していただくことができます。
P15	<4>-13 診療の場の確保	これは浜松市における選択と集中案件です。つまり、初診待機期間の長さやその後の定期受診の間隔が開きすぎてしまっているという現実問題を解決しなければいけません。そのためには既存の箱をうまく機能させるだけでは解決する問題ではないため、新しい箱そのものを設置する必要がある案件だということです。利用者視点を考慮すると、その箱は旧西区から旧北区をカバーするものである必要があります。新しい箱を作る議論をしてください。＜内山委員＞	【障害保健福祉課】 初診待機期間の解消に向けて、これまで医師や臨床心理士等の専門職の増員、それに伴う診察室や心理室等の増設を行ってまいりました。 しかし、既存施設ではスペース等の制約があり、これ以上の改修による診察室等の増設が難しい状況にあるため、関係機関と連携し、対応を検討してまいります。
P7	<2>-7 移行期の連携	「サポートかけはしシート」について 移行期の切れ目のない支援がうたわれていますが、就学後、保護者から「担任レベルまで情報が伝わっていない」などの引継ぎの問題点を保護者から耳にすることがあります。 学校側への調査や利用のWGなどもあるようですが、現時点で上がっている問題点とその対応が検討されていれば教えてください。	【障害保健福祉課】 サポートかけはしシートにつきましては、導入から年数が経過していることや、課題や改善の声があがっていることから、今年度、障がい者自立支援協議会こども部会に「サポートかけはしシートワーキング」を設置し、話し合いを行いました。 その中で、サポートかけはしシートの引き継ぎに関することがあがったことから、学校にお願いしている効果検証アンケートの中に、担任教諭が引継ぎを受けた時期を回答する項目を追加することと

		また、利用者である保護者への効果評価の為の調査の検討はされていますでしょうか？＜平野委員＞ 「サポートかけはしシート」の学校内での情報の引継ぎについて質問します。 課題の２点目に「・支援情報を基に、支援計画の作成や校内体制の準備に対する支援を行う仕組みが十分整っていない。」とありますが、支援計画作成に当たってどんな課題があるのか、どのような仕組みのどんな点が十分整っていないのか、そしてどのように課題解決していくのか、もう少し具体的に説明してください。＜高橋委員＞	しました。このアンケートの結果を今後確認してまいります。 また、保護者への効果評価につきまは、毎年かけはしシートの実施にあたり行う関係機関との調整の中で状況を確認していくこととしております。 【教育支援課】 個別の支援計画・指導計画の作成が必須の発達支援学級の児童や特別な支援が必要な児童については、かけはしシートを活用し、計画作成など、支援の事前準備に役立てています。通常の学級においては、特性の理解や日常指導の中での効果的な支援、学級編制等に役立てていますが、「すぐに支援計画の作成が必要か」「必要なら誰がどの程度まで作成するか」など、入学前の短期間で検討・作成する時間の確保が課題です。特性に応じた支援方法例を提示するなど、学校の支援計画作成の負担軽減を図る工夫をしていきたいと考えています。
P7	<2>-6 就学教育相談の充実	課題に対象者数の増加と手厚い支援の希望者が多いとあるが、この世代は１．６健診の時に新型コロナの流行があり、集団健診がなされなかった時期ではないか、その世代の影響についての検証と対応はされているのか？＜小出委員＞	【教育支援課】 コロナ禍以前から増加傾向にあったため、特に検証していません。 浜松市の１．６健診以降のフォロー体制や児童発達支援事業所等での支援の充実により、小学校入学後の切れ目のない支援を希望する保護者が増加していることが要因だと考えています
P7	<2>-8 小１プロブレム	小１プロブレム課題として就学後、指導主事などが巡回して対応を検討していますが、そこで指摘されないあるいは指摘される以前に保護者が自身の子供の困難さの課題を意識した場合、それを聞いて対応する方法や窓口が分からないとの保護者からの	【教育支援課】 保護者がお子さんの困難さに気づいたときには、まず担任や発達支援コーディネーターなど、学校に相談していただければと思います。相談後、学校はカウンセリングや教育委員会の巡回相談を活用し、校内で支援方針を決定し、保護者と共有します。

		声を耳にします。こういったケースは就学前の困りが乏しく保健師とのつながりも少なく就学後で保健師ともつながりが切れているようです。こういった場合の保護者への相談の案内・周知などはどうなっているのでしょうか？＜平野委員＞	相談の保護者への案内・周知は、学校だよりや参観会等で行っています。
P7	＜2＞-9 インクルーシブ教育システム構築	第1回目の会議にて基礎定数化によるLD等通級指導教室の設置課題について説明を受けましたが、それを踏まえて再質問します。来年度、LD等通級指導教室の新設はありますか。また、働く保護者が増加するなかで、送迎を伴わない巡回通級のニーズがさらに増えると考えますが、こちらについてもモデル校増加などありますか。＜浅井委員＞	【教育支援課】 来年度はLD等通級指導教室の増設は予定していません。本年度、神久呂小学校のLD等通級指導教室で巡回による指導を行っています。令和7年度には実施校を増やす予定で調整しています。
P10	＜3＞-8 発達支援学級の指導充実	発達支援学級のモデル教室事業についての質問です。この事業は、発達支援学級のスタンダードモデルを作り、周りの学級・学校に広めていき、発達支援学級の底上げをすることが目的だと理解していますが、周りの学校へ研修の成果を広める取組の現状を教えてください。また広めていくにあたっての課題は何ですか。どのようにして研修の成果を広めようとしているか、今後の取り組みについても教えてください。＜高橋委員＞	【教育支援課】 研修成果を広めるため、モデル教室で活用している「環境設定ガイドライン」、「チェックリスト」や研修動画の活用を学校に促しています。また、モデル教室事業での実践事例を共有フォルダに格納し、活用できるようにしています。 発達支援学級の急増により、各校で経営の中心となる教員が不足していることが課題です。今後は、本事業で育成した指導的な立場のマイスター教員による授業公開や巡回指導の実施、浜松市版の発達支援学級担当者スタートアップガイドの作成などを検討し、発達支援学級での指導充実を図っていきたいと思います。
P13	＜4＞-7 発達支援教室（発	発達支援教室とは校内適応指導教室「学びの教室」と理解していますが、最近、教室に不対応で利用を	【教育支援課】 発達支援教室は、通常の学級に在籍する発達障害等で支援が必要な

	達支援教育支援員の配置)	希望したが定員がいっぱいで入れないと案内された児童の話をお願いします。校外型を含め、不登校などの不適応児童が増加している最近の発達支援教室の利用ニーズとその対応上で不足などの状況はどの程度把握されているでしょうか。上記のような利用困難児が多数発生するようであれば年度内でも教室の増設などに対応する必要があると思いますがその対応などは検討されているでしょうか？＜平野委員＞	児童生徒の学びの場で、市内 117 校に設置しています。校内まなびの教室は、不登校、不登校傾向の児童生徒の支援を行う教室で、市内 50 校に設置しています。それぞれ、週 19 時間の支援員を配置し、子供たちの学びの保障をしています。学校の教員の指導時間も割り当て、校内支援体制の充実を図っている学校もあります。校外まなびの教室は、不登校の児童生徒の学びの場で、市内に 10 教室開設しています。概ね 9 時から 14 時まで様々な活動を行い、学校復帰や社会的自立に向けて学んでいます。ニーズの増加による不足についても把握していますので、引き続き発達支援教室、校内外まなびの教室の計画的な増設を進めてまいります。
P16	＜5＞-4 就労イメージをもったキャリア教育	発達支援学級の職場体験等は、通常学級の生徒と違い、企業の受入れ体制や障害特性の理解、保護者・本人の願い等、相談支援事業所も入って決定することもあると考えるが、ガイドライン等、市教委と障害保健福祉課で作成して各中学校の発達支援担当者に通達等していますか。＜浅井委員＞	【教育支援課】 ガイドライン等は作成していませんが、発達支援学級担当者と受け入れていただく体験先の企業と事前に打ち合わせを行っています。より充実した職場体験となるよう事前に打ち合わせる内容等について検討し、学校へ周知していきたいと思います。
P15	＜4＞-15 ひきこもり相談支援	ひきこもりと発達障害は因果関係ではありませんが、ひきこもり問題の背景には、障害といった個人の問題もあれば、80-50 問題のような家族の問題もあり、それらは相互的な事象ではないかと思います。その中の個人の問題には知的障害や発達障害、その他の精神障害があるでしょうし、80-50 問題は家族全体の問題でしょう。最新の浜松市におけるひきこもりに関するデータがあるとそのあたりの議論	【精神保健福祉センター】 令和 5 年度ひきこもり相談の対象者属性を資料 4-2 のとおりまとめました。

		が進むと考えますので、データがあればご提供ください。＜内山委員＞	
P18	ルピロ	Q-SACCS を用いた課題の整理ということですが、それによって明らかになった課題はそのまま本協議会の検討課題になりますので委員全員にお示しください。 強度行動障害につきましては、国立のぞみの園や福岡県の強度行動障害センターのような<u>強固な箱物が必要</u>です。事業所連携で解決する話題ではありません。＜内山委員＞	【ルピロ】 協議会委員の皆様のご意見・コメントを集約して、課題を次の7つにまとめました。 ①保護者が困り感があってもどこに相談したらいいのかわからない。相談しても次の支援に繋がらないことがある。 ②乳幼児期のインターフェイス(つなぎ)が十分とは言えない。 ③園、療育、関係機関から小学校への引継ぎ。その内容が十分に活かされていないのではないか。 ④ルピロの相談待機時間が長い、医療へ繋ぐまでの待機期間が長い。 ⑤発達支援学級、通級指導教室などの専門的な教員の不足。 ⑥中学生・高校生年代以降の継時的インターフェス(つなぎ)、支援の不足。発達障害、発達の課題のある方が社会資源があっても繋がらない(就労支援など)。 ⑦強度行動障害を支援する体制が十分に整っていない。
P11	<3>-16 児童養護施設への 研修	この課題の内容からすると、<u>児童養護施設では子どもに問題があるから職員による入所児童生徒への不適切な対応が少なくないという文脈</u>を読み取ることができます。以前にも申し上げた通り、ペアレント・トレーニングはベースに<u>心理学(少なくとも心理学概論や臨床心理学概論)の知識</u>がなければ理解も定着も不十分になるので、まずはこうした心理学	【児童相談所】 課題について補足をさせていただきます。 施設には様々な事情や課題を抱えた児童が入所しており、そうした環境では、児童の困った行動や、児童間のトラブルが起きることも少なくありません。その際の職員の対応が、注意指導や叱責といった児童との関係性の悪循環(エスカレーション・サイクル)を招くような関りになることが心配されます。

		の座学を2週間に1回もしくは月1回程度設け、そこから出てきた職員の疑問や質問にはあらためて次の回に取り上げるという、大学の授業形式が必要だと思います。 それとは別に、現状、職員における不適切な対応が起きていることは大問題です。入所児童生徒にとっては二次的トラウマになり、より深い傷つき体験としてその後の人生に悪影響を及ぼすでしょう。＜内山委員＞	ペアレント・トレーニング研修は、それを予防し、児童と職員のより良い関係性の構築を促進する目的で実施しています。 ペアレント・トレーニングの実効性を高めるために、心理学の知識があることがより望ましいことは、ご指摘のとおりと思いますが、施設側の人員体制等の都合から、定期的に講義等を受講することは難しい面もあると思われます。 ペアレント・トレーニングの理解深化を図るという点では、1回のセッションで一つの技法について講義と演習を受けた後、次回までの宿題として、その技法を意識した実践をしてもらい、次のセッションの折に、それを元にロールプレイや振り返りを行い、実践をとおして感じた疑問等を参加者全員で共有、検討し、解説や助言を行うという形式をとっています。
	その他	【療育手帳の判定方法について】 （子ども） 子どもに発達障害があり、保護者が手帳の取得を望んだ場合、現状では精神保健福祉手帳よりも療育手帳の取得に動くのではないかと思います。しかし、療育手帳の判定方法については自治体により対応がまったく違っていることから、<u>国民サービスに偏りが生じている</u>ため、浜松市ではどのような仕組みになっていて、どのような課題があるのかを知りたいです。 （大人） 80-50 問題などでひきこもりの子どもに知的障害や発達障害があった場合にも療育手帳や精神保健福祉手帳がスムーズに取得できる道があると	【児童相談所】（子どもの療育手帳判定について） ご質問中の「療育手帳の判定方法」について、①手帳判定の手続きとそれに用いる検査の問題と、②判定基準の問題を指すものとして以下に回答させていただきます。 ①の判定手続きは、子どもに対する検査と、保護者からの生活適応状況等の聴取からなり、使用する検査は主に田中ビネー、新版 K 式発達検査、ウェクスラー系知能検査です。手続きや検査種は他の多くの自治体と概ね共通しています。 ②の判定基準については、知的障害の程度を重度（A）とそれ以外（B）に大別し、知能指数（以下、IQ という）35 以下であることを重度の必要条件とすることは全国統一です。しかし療育手帳の交付対象となる IQ 値の上限や、障害程度の細かな区分は自治体ご

	よいかと思いますが、特に療育手帳に関しては取得のハードルが高いことが気になります。 知的障害はIQが低いことと、適応機能の障害があることによって診断されるわけですが、これは <u>①「IQに著しい低下があること＋適応機能に問題がある場合」と、②「IQは境界域くらいだが適応機能が著しく制限されている場合」</u>の2パターンがあると考えられます。また、IQは比例IQ（ビネーやK式）ではなく偏差IQ（ウェクスラーやK-ABC）を用いることが定石とされています。 <u>問題は、特に大人の場合ですと、本人が窓口までたどり着くことは少ないため、ある程度客観的な情報として過去に遡って成績情報などを求められることが多いわけですが、80-50問題の家庭でそのような過去の情報があることはたいへん少ないため、手帳判定の材料が揃わず、手帳が取得できず、80-50問題の遷延を招いているようなことが多いのではないかと危惧します。</u> このあたりの問題は発達障害だけではなく知的障害も含んでくることであるため、本協議会の議論の趣旨とずれるのかもしれませんが、少なくとも絡み合う問題ではあると思いますので、療育手帳の取得に関する児童相談所や障害者更生相談所の見解を伺い、課題があれば然るべき会議において俎上に載せ	とに異なっているため、ご指摘にある自治体によりサービスに偏りが生じる主要因となっています。 浜松市を含む静岡県内の判定基準（大人も共通）では、①A1（最重度：IQ20以下）、②A2（重度：IQ35以下）、③A3（重度：IQ36～50で身体障害者手帳1～3級を所持）、④B1（中度：IQ36～50）、⑤B2（軽度：IQ51～70※知的バランスの崩れ等により社会適応に困難が生じている場合には79を上限）、⑥B3（発達障害：IQ80～89で発達障害の診断書が提出された者）の6つの区分があり、特に⑥B3（発達障害）の区分があることが特徴です。手帳交付のIQの上限を89としている点で、県外の自治体に比べより広い対象者に療育手帳が交付されていると考えられます（IQ75を上限とする自治体が約7割）。 そのため、県外自治体へ転出した場合、転出先の自治体の判定基準によっては療育手帳の継続ができなくなるという課題があります。 【障害者更生相談所】（18歳以上の療育手帳判定について） 判定の手続きや判定基準については、児童相談所の回答の通りです。 療育手帳判定に際して、国の通知では障害の程度の判定を概ねIQ35以下を「重度（A）」、36以上を「それ以外（B）」と定めています。ウェクスラー式ではIQ40未満の測定が困難なため、重度の方の判定においては、ビネー式知能検査、K式発達検査を用いています。 手帳判定の材料が揃わず、手帳が取得できないというご指摘に
--	---	---

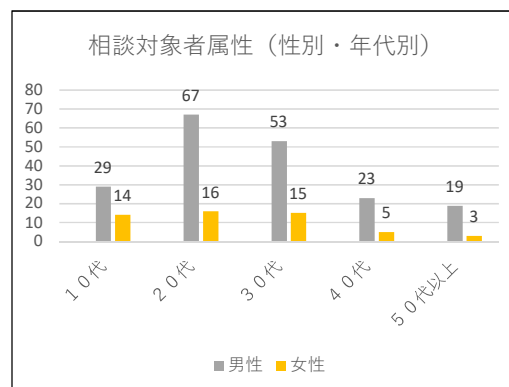
		るべきことかと思いますので<u>書面（配布資料）による回答</u>をお願いします。＜内山委員＞	について、厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」の用語解説に、「知的機能の障害がおおむね18歳までに現れ、日常生活に支障が生じているために何らかの特別な援助を必要とする状態」と定義されています。そのため、18歳以上で療育手帳の取得を希望する場合には、18歳以前の知的機能が確認できる客観的な資料等の提出を求めています。 様々な理由で客観的資料の提出が困難な場合には、社会福祉課や相談支援事業所等と連携して証言者を探す、「知的障害」の診断書の提出を助言する等、柔軟に対応しています。 それらの情報に加え、障害者更生相談所による調査（成育歴や生活状況、知能検査実施）、嘱託医師による医学的判定をもとに総合的に判定しており、療育手帳の判定材料が揃わない事態は極めて稀であると考えます。
		協議会の第2回目資料を作成するにあたり、第1回目の資料より追記・変更された内容について、追記・変更が分かるよう、色を変えるなどの対応をお願いいたします。（追記や変更箇所を比較するのが大変なため）＜浅井委員＞	【子育て支援課】 ご意見いただき、ありがとうございます。 次回の資料作成時に対応させていただきます。

浜松市地域ひきこもり支援センター支援状況（令和 5 年度）

支援対象者属性

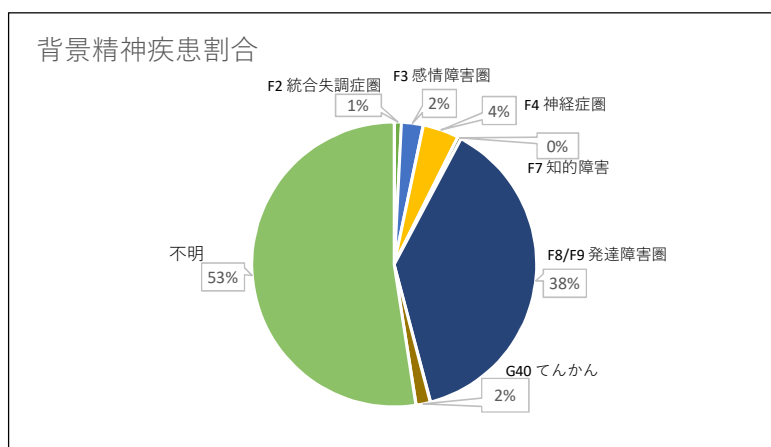
ア 年代別、性別の実人数

項目	性別		実人数	割合
	男	女		
10代	29	14	43	17.6%
20代	67	16	83	34.0%
30代	53	15	68	27.9%
40代	23	5	28	11.5%
50代以上	19	3	22	9.0%
計	191	53	244	
割合	78.3%	21.7%		

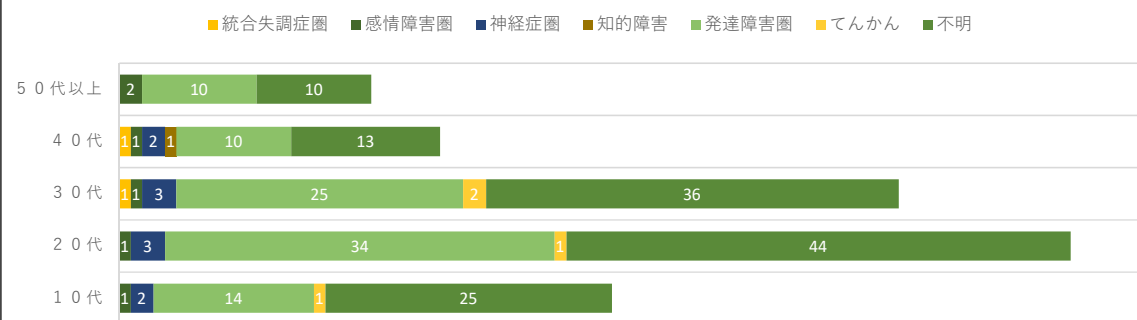


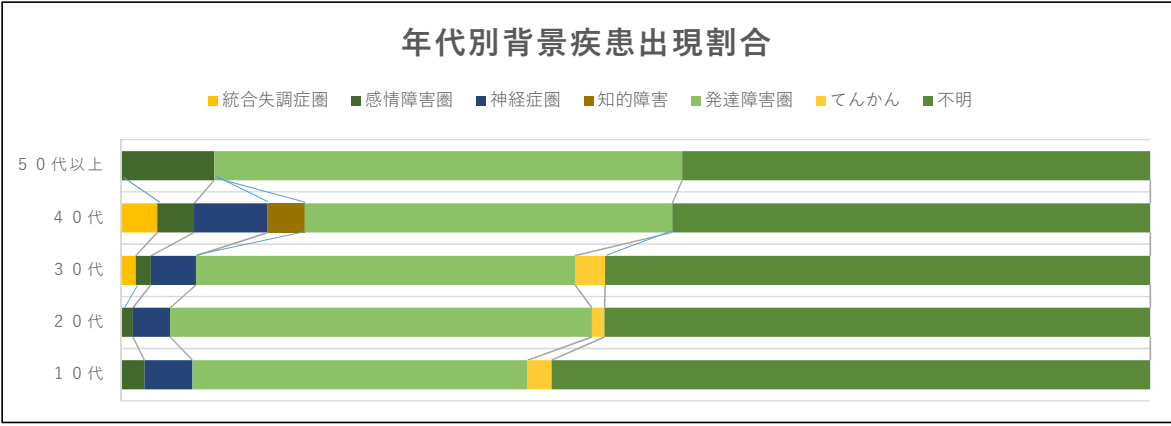
イ 年代別、ICDカテゴリー別の実人数

項目	ICDカテゴリー							実人数
	F2	F3	F4	F7	F8/F9	G40	不明	
10代		1	2		14	1	25	43
20代		1	3		34	1	44	83
30代	1	1	3		25	2	36	68
40代	1	1	2	1	10		13	28
50代以上		2			10		10	22
計	2	6	10	1	93	4	128	244
割合	0.8%	2.5%	4.1%	0.4%	38.1%	1.6%	52.5%	



年代別背景疾患





ウ 男女別、ICDカテゴリー別の実人数

項目	ICDカテゴリー							実人数
	F2	F3	F4	F7	F8/F9	G40	不明	
男性	1	5	7	1	78	4	95	191
女性	1	1	3	0	15	0	33	53
計	2	6	10	1	93	4	128	244

【記載例】サポートかけはしシート

このシートはお子さんにとって適切な支援が切れ目なく引き継がれるために作成・使用されるものです。

(フリガナ) 氏名	ハママツ 浜松 コタロウ 虎太郎	生年 月日	平成30年 4月20日 (満6歳)	性別	男
--------------	------------------------	----------	----------------------	----	---

支援のための基本情報（お子さんの強み、性格、伸ばしたいことなど）

人と関わるのが好きで、人に優しくできます。粘り強さもあります。
主にスムーズに切り替えができるようになることを目指したいです。

伝えておきたい特性 （混乱しやすく気持ちの切り替えが苦手、偏食がある、視覚優位）

支援 機関	通所サービス事業所	児童発達支援事業所もいろ	(時期：R4.4～R7.3) (連絡先：△△△-△△△△)
	相談支援事業所	きみどり	(時期：R4.4～) (連絡先：〇〇〇-〇〇〇〇)
	医療機関	みずいろクリニック	(時期：R3.12～) (連絡先：□□□-□□□□)
	その他	むらさき幼稚園	(時期：R4.4～R7.3) (連絡先：●●●-●●●●)

	良い点 できていること	気になる点 苦手なこと	配慮した点 上手くいったこと
情緒		前日に伝えた予定と違うと、泣きながら怒りパニックを起こす。	当日に予定が変わる場合、1対1で予定の変更について話をすると、落ち着いて行動できることが多い。視覚的な支援が効果的なため、写真等を見せながら具体的に話をした。パニックを起こした際には、一人になれる場所を用意し個別の時間をとる、お気に入りの本を見せ気をそらすことで気持ちを切り替えさせることができた。
健康・生活	時間がかかっても、身の回りのことは自分でやろうとする。	白米が苦手。他に食べられないものはほとんどないが、食が細い。	時間がかかってもできる限り見守り、できた時にはほめたことで、さらにやる気が高まった。 本人と食べる量を決める。白米を口に入れた時に褒めると食べられることが多い。
言語・コミュニケーション			
認知・行動		- 場面の切り替えが苦手で混乱しやすい。 - 目に入る情報（刺激）を全てキャッチし反応することが多い。	- 前日・当日朝に内容を予告し、何をするか写真で見せることで、予想をつきやすくしている。タイマーや砂時計を使い、場面の終わりを分かるようにしている。嫌いな活動の際は、最初のみ一緒に行うと活動に取り組める。 - 本人が、今やるべきことが分かる声かけや、注目しやすい視覚的な手がかり等を使うことで、情報の整理がつき集中できる場面が増えた。
人間関係・社会性(集団行動)	周囲の大人に大きな声で挨拶ができる。		大きな声で挨拶できた時には職員も笑顔で対応することで、より発信したい気持ちを高めることができ、同じクラスの児等、徐々に挨拶の対象が広がった。
運動・感覚		手先の不器用さがあり、ボタンの着脱や、はさみで形を切る等の細かな作業に時間がかかる。	粘土等、手を使う遊びを積極的に取り入れた。職員が付き添い、具体的な手本を見せた。時間がかかってもできる限り見守り、できた時にはほめたことで、途中で興奮することが少なくなった。

その他（上記以外に必要なことがあれば記入）

R3.12月にみずいろクリニックを初診。自閉症スペクトラム障害と説明を受け、服薬を開始しています。
幼稚園と併行して、毎週水曜日に児童発達支援事業所を利用しています。
入学後は放課後等デイサービスもいろを利用します。

保護者の思い

今後への思い、学校の先生に伝えたいことなど・・・

新しい環境に慣れることができるかが心配。
小学校に上がっても、友達や先生との関わりを楽しみにしながら登校してもらいたい。

本シートを就学先に提供することに同意します。

児童発達支援事業所もいろ
中央区元城町●×-□

令和7年1月20日

記載責任者 静岡 康夫

保護者氏名 浜松 直子

サポートかけはしシートをご活用ください

浜松市では、お子さんの小学校入学に向け「サポートかけはしシート」を活用して児童発達支援事業所と小学校が連携を図っています。

サポートかけはしシートとは？

小学校入学後もお子さんにとって適切な支援が切れ目なく引き継がれるために作成＆使用されるもの

シートの内容

お子さんが
頑張っていること
苦手なこと
効果的な支援方法
保護者の思い等

どうやって学校と連携を取るの？

事業所職員が小学校を訪問し、シートを元にお子さんの様子について対面で引継ぎを実施

シートは、事業所が保護者と相談しながら作成し保護者の同意を得た上で学校へ引き継ぎ

シート活用の効果

- ・お子さんの個性や特徴、適切な支援等を引き継ぐことにより、小学校入学後も適切な支援が受けられるようにする。
- ・保護者の方の思いも踏まえて作成されるシートのため、お子さんへの思いに關しても学校と情報共有ができる。

活用イメージ図

入学前



保護者へシート紹介
事業所職員は保護者と相談しながらシート作成



入学後



学校と保護者で学校での支援について話し合い
いつでも気軽にご相談

お子さんにとってより良い支援が提供され、お子さんや保護者の方が安心して小学校生活を送るための“かけはし”となるよう是非「サポートかけはしシート」をご活用ください！！

※放課後等デイサービスを利用する方は放課後等デイサービス事業所へサポートかけはしシートの写しをお渡しください。